

令和7年度
神戸女子大学
神戸女子短期大学
教職課程に係る科目の
シラバス作成ガイドライン
(令和6年度改訂版)

<作成>

神戸女子大学・神戸女子短期大学教職支援センター運営委員会
教職支援センター(事務)

＜シラバスの作成に当たって＞

すでにご承知の通り本学の教職課程は、教育職員免許法施行規則第 21 条の定めに基づき課程認定申請を行い、教職課程の認定を受けた内容により運営しています。

課程認定申請に係る計画を履行することが申請時に理事長名において誓約することとなっています。また認定書においても同様のことが求められ、認定を受けた課程の質的水準の維持と一層の向上に努めなければなりません。

課程認定基準では、教職課程の是正勧告・認定取消しを制度化することが盛り込まれており、平成 24 年 8 月 28 日の中教審答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」の中でも、教員免許法及び同施行規則や課程認定基準等々の遵守、そして課程認定申請内容の確実な履行について、今後より一層厳しくする内容が謳われています。

申請や科目変更及び担当者変更の際のシラバスについても近年は教職課程に係る全ての科目の提出が求められ、記載内容についても厳しく指導をされています。さらに平成 29 年には教職課程コアカリキュラムが策定されました。

これらの状況を鑑み、また平成 18 年の教職課程認定大学実地視察時の指導や近年の課程認定申請時の指摘内容に基づいてシラバス作成に当たってのガイドラインを作成しています。

先生方には、このような現状と教職課程認定の趣旨をご理解いただき、以降に示します事柄に十分ご留意いただき、シラバスの作成を行ってください。

☆ 教育職員免許法施行規則では「教育の基礎的理解に関する科目等（旧教職に関する科目）」に含めることが必要とされている事項及び内容が次ページ以降のとおり示されています。これらの事項が授業内容に盛り込まれるようご留意ください。

☆ 教職課程コアカリキュラム、外国語（英語）コアカリキュラム、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムも示しておりますのでご留意ください。

☆ 「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」は教育職員免許法施行規則に「学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない」と規定されています。

シラバスの作成において、内容に学習指導要領の内容を含むようご留意いただくとともに、文部科学省による指導もあり、教科書又は参考書として当該教科の最新の学習指導要領、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、生徒指導提要等を必ずご使用いただき、その旨の記載をしてください。

☆ 「教職実践演習」の実施にあたっての留意事項（pp.50-53）も参照にしてください。

☆ 平成 18 年 7 月 13 日に実施された神戸女子大学への「教職課程認定大学実地視察」での指摘事項や昨今のシラバスの審査基準（本学に関する事項中心）については、後述の「実地視察・課程認定での指摘事項」を参照し、遺漏のないようにしてください。

このガイドラインでは特に昨今の文科省の指導傾向や指摘内容及び記載に当たっての基準について示しています。

令和元年度（平成31年度）からの課程においては「教職課程コアカリキュラム」（pp.16-34）、「外国語（英語）コアカリキュラム」（pp.35-41）、教育学部の特別支援学校教諭免許課程においては「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（pp.42-49）にご留意いただきご対応くださいますようお願いいたします。

＜実地視察時の指摘事項及び最近の文部科学省の指導内容>

- ☆ 「各教科の指導法（教育法）」及び「保育内容の指導法」は学習指導要領や幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容、さらに「情報通信技術の活用」「情報機器及び教材の活用」が授業計画の中で扱われていることを明確に記載すること。
- ☆ 「教育課程の意義及び編成の方法」「各教科の指導法（道徳、特別活動を含む）」の教科書又は参考書として必ず最新の学習指導要領を使用すること。
- ☆ 「保育内容の指導法」科目のテキスト・参考書として必ず幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を使用すること。
- ☆ 免許法施行規則に示された内容を必ず含むこと。（当資料 pp. 4-15 をご確認ください。）
- ☆ 各教科の指導法で中免取得に必修で高免取得については選択科目（例えば「〇科指導法Ⅲ」「〇〇科指導法Ⅳ」など）も中学校の内容だけでなく高校の内容も扱うこと。
- ☆ 「日本国憲法」の内容には必ず＜人権・統治＞について扱うこと。
- ☆ ワークショップ等を実施の場合は具体的内容（キーワード）を必ず明記のこと。
- ☆ 教科書・参考書がともに「なし」「未定」は不可。
- ☆ 評価方法に「出席」をプラス評価対象としないこと。（出席による加点・減点は不可）
- ☆ 評価方法に「試験」と記載する場合は、授業計画の中にも記載すること。（試験のみの授業回は不可）

☆ 授業計画の各回の授業を「1回～3回 OOについて」などとまとめ書きはし

ないこと。必ず各回の内容（キーワード等）を明記のこと。

☆ 「外国語コミュニケーションⅠ」及び「外国語コミュニケーションⅡ」（教員免許法施行規則第66条の6に規定する科目）は全て英語等で記載することなく、英語表記

の場合は必ず和訳も記載すること。

☆ 「教職課程におけるいじめ防止等に関する内容の取扱いについて」（文部科学省 平成25年10月15日付事務連絡）において、教職を志す学生が、いじめの問題に関する認識を深め、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を適切に行う能力を高めることができるよう、「生徒・進路指導論」や「教育相談」において、いじめの防止等に関する内容の充実に努めるようにとされている。

★ 統一シラバスの作成

大学教育学科を除く学部・学科に共通に開設している「教育の基礎的理解に関する科目等」は、文部科学省より学則上1科目としての開設であればシラバスを1つに統合し、担当形態をクラス分けとすること。」との指摘がありました。

具体的には、例えば「教育心理学」をA先生が文学部と家政学部、B先生が健康福祉学部と看護学部を担当する場合、A先生、B先生それぞれが別々のシラバスを作成（シラバスが2種類）するのではなく、2名の先生の統一シラバス（シラバスを1種類とし、担当者を2名連名）とするようにとの指摘です。

このことは1科目を複数の先生が学部、学科やクラスごとに担当している科目全てに適用され、教職課程の認定に係る全学共通教養科目も同様です。

以上のことから、1科目を複数の先生が単独で開講している科目につきましては、担当者間でシラバスの内容を統一したものとなるように調整したうえで、統一シラバス（1科目に1種類のシラバス）として作成してください。

【教育の基礎的理解に関する科目等】

◎ 中学校教諭一種、高等学校教諭一種、養護教諭一種、栄養教諭一種・二種の課程

各教科指導法Ⅰ～Ⅳ、教育原理、教職論、教育の制度と経営、教育心理学、特別支援教育、教育課程論、道徳教育の理論と指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）、生徒・進路指導論、生徒指導論（栄教・養教）、教育相談、教職実践演習（中・高）、教職実践演習（養護教諭）、教職実践演習（栄養教諭）

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

日本国憲法、基礎トレーニング、スポーツと健康の科学、外国語コミュニケーションⅠ、外国語コミュニケーションⅡ、情報A

教職課程認定科目に含めることが必要な事項・内容

神戸女子大学 文学部 日本語日本文学科、英語英米文学科、国際教養学科、史学科
 家政学部 家政学科、管理栄養士養成課程
 健康福祉学部 健康スポーツ栄養学科
 看護学部 看護学科

【教科に関する専門的事項】

文学部 日本語日本文学科

中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語）

免許教科	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
国語	日本語学概論Ⅰ・Ⅱ 日本語文法Ⅰ・Ⅱ 日本語史Ⅰ・Ⅱ 日本語学講読Ⅰ・Ⅱ	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	—
	日本文学概論Ⅰ・Ⅱ 日本文学史Ⅰ～Ⅳ 古典文学講読Ⅰ・Ⅱ 近現代文学講読Ⅰ・Ⅱ	国文学（国文学史を含む。）	—
	中国文学講読Ⅰ・Ⅱ	漢文学	—
	書道	書道（書写を中心とする。） 【中学校のみ】	—

文学部 英語英米文学科

中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）

免許教科	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
英語	英語学入門Ⅰ・Ⅱ 英語史Ⅰ・Ⅱ	英語学	p. 37
	英語圏文学Ⅰ・Ⅱ	英語文学	p. 38
	ReadingⅠ・Ⅱ Basic WritingⅠ・Ⅱ Speaking & ListeningⅠ・Ⅱ Advanced English SeminarⅠ・Ⅱ Oral PresentationⅢ・Ⅳ	英語コミュニケーション	p. 39
	イギリス文化研究 アメリカ文化研究	異文化理解	p. 40

文学部 国際教養学科

中学校教諭一種免許状（社会、英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）

免許教科	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
社会	歴史Ⅰ 現代世界の史的背景Ⅰ 現代世界の史的背景Ⅱ	日本史・外国史	—

	世界の地理・地誌学 世界の環境問題	地理学（地誌を含む。）	—
	グローバル関係論 地域開発論 国際協力・援助政策論 社会活動の法的基礎 現代政治学の基礎	「法学、政治学」	—
	経済学の基礎 グローバル経済論 貿易・投資論 ジェンダー論	「社会学、経済学」	—
	人権思想の系譜 世界の民族と宗教A・B	「哲学、倫理学、宗教学」	—
英語	英語学入門Ⅰ・Ⅱ 英語史Ⅰ・Ⅱ	英語学	p. 37
	英語圏文学Ⅰ・Ⅱ	英語文学	p. 38
	Intensive EnglishⅠA・ⅠB・ ⅡA・ⅡB Public Speaking & Report WritingⅠ・Ⅱ 国際コミュニケーション演習Ⅰ・ Ⅱ	英語コミュニケーション	p. 39
	地域専門研究C（ヨーロッパ） 地域専門研究D（アメリカ） 多文化共生論	異文化理解	p. 40

文学部 史学科

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民）

免許教科	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コア カリ
社会	日本古代中世史 日本近世史 日本近現代史 東洋古代中世史 東洋近現代史 西洋古代中世史 西洋近現代史	日本史・外国史	—
	人文地理学 自然地理学 地誌学	地理学（地誌を含む。）	—
	法律学 ----- <令和6年度以降入学生> 法律学 近現代日本の政治Ⅰ・Ⅱ アジアの政治Ⅰ・Ⅱ 現代政治学の基礎	「法学、政治学」	—
	現代社会 ----- <令和6年度以降入学生> 現代社会 ヨーロッパの社会と経済Ⅰ・Ⅱ 女性史Ⅰ（ジェンダー論a） 女性史Ⅱ（ジェンダー論b） 経済学の基礎	「社会学、経済学」	—

	倫理学概論 ----- <令和6年度以降入学生> 哲学 思想 宗教 倫理学概論 宗教思想史Ⅰ・Ⅱ	「哲学、倫理学、宗教学」	—
地理歴史	日本古代中世史 日本近世史 日本近現代史	日本史	—
	東洋古代中世史 東洋近現代史 西洋古代中世史 西洋近現代史	外国史	—
	人文地理学 自然地理学	人文地理学・自然地理学	—
	地誌学	地誌	—
公民	法律学 近現代日本の政治Ⅰ・Ⅱ アジアの政治Ⅰ・Ⅱ 現代政治学の基礎	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	—
	現代社会 ヨーロッパの社会と経済Ⅰ・Ⅱ 女性史Ⅰ(ジェンダー論a) 女性史Ⅱ(ジェンダー論b) 経済学の基礎	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	—
	哲学 思想 宗教 倫理学概論 宗教思想史Ⅰ・Ⅱ 心理学Ⅰ・Ⅱ	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	—

家政学部 家政学科

中学校教諭一種免許状(家庭)、高等学校教諭一種免許状(家庭)

免許教科	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コア カリ
家庭	生活経営学 生活経済学 家族関係学	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	—
	アパレル造形学 被服管理学 基礎アパレル造形演習	被服学(被服製作実習を含む。) ----- <令和6年度以降入学生> 被服学(被服実習を含む。)	—
	栄養学総論 食品学総論 基礎調理学実習	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	—
	住居計画学(製図を含む) 福祉住環境学	住居学 【中学校】 住居学(製図を含む。) 【高等学校】	—
	<令和6年度以降入学生> 住居計画学	<令和6年度以降入学生> 住居学	—
	保育学(実習及び家庭看護学を含む)	保育学(実習を含む。) 【中学校】 保育学(実習及び家庭看護学を含む。) 【高等学校】	—

	<令和6年度以降入学生> 保育学	<令和6年度以降入学生> 保育学	
	家庭電気・機械 生活情報処理	家庭電気・家庭機械・情報処理 【高等学校のみ】 ※免許法施行規則改正に伴い令和6年度入学生より 当該科目区分は削除	—

家政学部 管理栄養士養成課程

中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）

免許教科	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コア カリ
家庭	生活経営学 家族関係学	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	—
	衣生活概論 被服管理学 被服衛生学 基礎アパレル造形演習	被服学（被服製作実習を含む。） ----- <令和6年度以降入学生> 被服学（被服実習を含む。）	—
	基礎栄養学 栄養管理学 食品学総論 調理学実習Ⅰ・Ⅱ	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	—
	住居計画学（製図を含む）	住居学 【中学校】 住居学（製図を含む。） 【高等学校】	—
	<令和6年度以降入学生> 住居計画学	<令和6年度以降入学生> 住居学	
	保育学（実習及び家庭看護学を含む）	保育学（実習を含む。） 【中学校】 保育学（実習及び家庭看護学を含む。） 【高等学校】	—
	<令和6年度以降入学生> 保育学	<令和6年度以降入学生> 保育学	
	家庭電気・機械 生活情報処理実習Ⅰ（基礎統計学を含む） 生活情報処理Ⅱ（推定と検定）	家庭電気・家庭機械・情報処理 【高等学校のみ】 ※免許法施行規則改正に伴い令和6年度入学生より 当該科目区分は削除	—

健康福祉学部 健康スポーツ栄養学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）

免許教科	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コア カリ
保健体育	身体運動実習Ⅰ（ダンス） 身体運動実習Ⅱ（ジョギング） 身体運動実習Ⅲ（水泳） スポーツ実技Ⅰ-1（球技） 健康スポーツ指導法Ⅰ（体づくり運動） 健康スポーツ指導法Ⅱ（武道） 健康スポーツ指導法Ⅲ（陸上） 健康スポーツ指導法Ⅳ（器械運動） トレーニング実践演習Ⅰ・Ⅱ	体育実技	—
	スポーツ心理学 体育原理 機能運動論 ----- <令和6年度以降入学生> スポーツ心理学 体育原理	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	—

	機能運動論 スポーツ経営学		
	解剖生理学 運動生理学Ⅰ 運動生理学Ⅱ（環境生理学を含む） 運動生理学実習	生理学（運動生理学を含む。）	—
	公衆衛生学 食品衛生学	衛生学・公衆衛生学	—
	学校保健 応急手当実習	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	—

【養護に関する科目】

看護学部 看護学科

養護教諭一種免許状

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コア カリ
養護に関する科目	公衆衛生学 疫学 保健統計学	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	—
	学校保健Ⅰ・Ⅱ	学校保健	—
	養護概説	養護概説	—
	健康相談活動	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	—
	食品学総論 栄養代謝学	栄養学（食品学を含む。）	—
	人体のしくみと機能Ⅰ・Ⅱ	解剖学・生理学	—
	感染免疫学 薬理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	—
	疾病と治療Ⅳ 精神看護論	精神保健	—
	看護学概論 コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ 治療看護論 小児看護論 家族看護論 成育看護実習Ⅰ 成育看護実習Ⅱ（小児）	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	—

【栄養に係る教育に関する科目】

家政学部 管理栄養士養成課程

栄養教諭一種免許状

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コア カリ
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論Ⅰ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項 	—

健康福祉学部 健康スポーツ栄養学科
 栄養教諭二種免許状

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・ 食に関する指導の方法に関する事項 	—

【教育の基礎的理解に関する科目等】

中学校教諭一種免許状（国語、社会、保健体育、家庭、英語）

高等学校教諭一種免許状（国語、地理歴史、公民、保健体育、家庭、英語）

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
教科及び教科の指導法に関する科目（教科の指導法に関する科目に係る部分に限る。）	国語科指導法Ⅰ～Ⅳ 英語科指導法Ⅰ～Ⅳ 社会科指導法Ⅰ～Ⅳ 地理歴史科指導法Ⅰ・Ⅱ 社会科・地理歴史科指導法Ⅰ・Ⅱ 社会科・公民科指導法Ⅰ・Ⅱ 家庭科指導法Ⅰ～Ⅳ 保健体育科指導法Ⅰ～Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 	英語以外 p. 16 英語 p. 41
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	p. 18
	教職論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 	p. 19
	教育の制度と経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 	p. 20
	教育心理学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 	p. 21
	特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 	p. 22
	教育課程論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	p. 23
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と指導法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の理論及び指導法 【中学校のみ】 	p. 24
	総合的な学習の時間の指導法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な学習の時間の指導法 【中学校】 ・ 総合的な探究の時間の指導法 【高等学校】 	p. 25
	特別活動の指導法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別活動の指導法 	p. 26
	教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の方法及び技術 ・ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 	p. 28 p. 33
	生徒・進路指導論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	p. 29 p. 32
	教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 	p. 31
教育実践に関する科目	教育実習指導 教育実習 A・B・C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育実習 	p. 34
	教職実践演習（中・高）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職実践演習 	p. 50 p. 51

養護教諭一種免許状、栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	p. 18
	教職論	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	p. 19
	教育の制度と経営	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	p. 20
	教育心理学	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	p. 21
	特別支援教育	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	p. 22
	教育課程論	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	p. 23
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	p. 24 p. 25 p. 26
	教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	p. 27
	生徒指導論（栄教・養教）	・生徒指導の理論及び方法	p. 29
	教育相談	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	p. 31
教育実践に関する科目	養護実習指導 養護実習 A・B	・養護実習	p. 34
	栄養教育実習指導 栄養教育実習	・栄養教育実習	p. 34
	教職実践演習（養護教諭） 教職実践演習（栄養教諭）	・教職実践演習	p. 50 p. 52 p. 53

神戸女子大学 文学部 教育学科
教育学部 教育学科 ※令和7年度より

【教科（領域）に関する専門的事項】

幼稚園教諭一種免許状

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。）	幼児と健康	健康	—
	幼児と人間関係	人間関係	—
	幼児と環境	環境	—
	幼児と言葉	言葉	—
	幼児と表現Ⅰ・Ⅱ	表現	—

小学校教諭一種免許状

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）	国語科概説（書写を含む。）	国語（書写を含む。）	—
	社会科概説	社会	—
	算数科概説	算数	—
	理科概説	理科	—
	生活科概説	生活	—
	音楽科概説	音楽	—
	図画工作科概説	図画工作	—
	家庭科概説	家庭	—
	体育科概説	体育	—
	英語科概説	外国語	p. 35

中学校教諭一種免許状（英語）

免許教科	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
英語	英語学概論Ⅰ・Ⅱ 英文法	英語学	p. 37
	英語圏文学Ⅰ・Ⅱ	英語文学	p. 38

	英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ 実践英語表現Ⅰ・Ⅱ	英語コミュニケーション	p. 39
	異文化理解教育	異文化理解	p. 40

【教育の基礎的理解に関する科目等】

幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法に関する科目に係る部分に限る。）	保育内容 健康 保育内容 人間関係 保育内容 環境 保育内容 言葉 保育内容 表現Ⅰ 保育内容 表現Ⅱ ----- <令和7年度以降入学生> 保育内容 健康 保育内容 人間関係 保育内容 環境 保育内容 言葉 保育内容 表現	【幼稚園】 ・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	p. 17
教科及び教科の指導法に関する科目（教科の指導法に関する科目に係る部分に限る。）	国語科教育法 社会科教育法 算数科教育法 理科教育法 生活科教育法 音楽科教育法 図画工作科教育法 家庭科教育法 体育科教育法 英語科教育法 ----- <令和7年度以降入学生> 国語科教育法 社会科教育法 算数科教育法 理科教育法 生活科教育法 音楽科教育法 図画工作科教育法 家庭科教育法 体育科教育法 英語科教育法（小）	【小学校】 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語 以外 p. 16 英語 p. 36
	中等英語科指導法Ⅰ～Ⅳ ----- <令和7年度以降入学生> 英語科教育法Ⅰ～Ⅳ（中）	【中学校】 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	p. 41
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	p. 18
	教職論	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	p. 19
	教育社会学	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	p. 20
	教育心理学	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	p. 21

	特別支援教育	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	p. 22
	教育課程論 幼稚園教育課程論 ----- <令和7年度以降入学生> 教育課程論 幼児教育課程総論	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	p. 23
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児教育の方法及び技術 ICT活用の理論と実践	【幼稚園】 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	p. 27
	幼児理解論 ----- <令和7年度以降入学生> 幼児理解の理論と方法	【幼稚園】 ・幼児理解の理論及び方法	p. 30
	道徳教育の理論と指導法	【小学校・中学校】 ・道徳の理論及び指導法	p. 24
	総合的な学習の時間の指導法	【小学校・中学校】 ・総合的な学習の時間の指導法	p. 25
	特別活動の指導法	【小学校・中学校】 ・特別活動の指導法	p. 26
	<令和7年度以降入学生> 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	【小学校・中学校】 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法	p. 25 p. 26
	教育の方法及び技術	【小学校・中学校】 ・教育の方法及び技術	p. 28
	ICT活用の理論と実践	【小学校・中学校】 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	p. 33
	生徒・進路指導論	【小学校・中学校】 ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	p. 29 p. 32
	教育相談	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	p. 31
教育実践に関する科目	初等教育実習指導（幼） 初等教育実習指導（小） 初等教育実習Ⅰ～Ⅲ 中等教育実習指導 中等教育実習Ⅰ・Ⅱ ----- <令和7年度以降入学生> 教育実習指導Ⅰ・Ⅱ（幼・小） 教育実習Ⅰ～Ⅳ（幼・小） 教育実習指導Ⅰ・Ⅱ（小・中） 教育実習Ⅰ～Ⅳ（小・中）	・教育実習	p. 34
	教職実践演習（幼・小・中）	・教職実践演習	p. 50 p. 51

【特別支援教育に関する科目等】

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コア カリ
特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項 	p. 42
特別支援教育領域に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知 p. 43 肢 p. 44 病 p. 45
	知的障害教育Ⅰ・Ⅱ 肢体不自由教育Ⅰ・Ⅱ 病弱教育Ⅰ・Ⅱ 知的障害教育総論 肢体不自由教育総論 病弱教育総論	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	発達障害児の心理・生理・病理	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	p. 46
	発達障害者教育論	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
	重複障害者教育総論 視覚障害者教育総論 聴覚障害者教育総論	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 	重複 p. 47 視 p. 48 聴 p. 49
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習指導（特支） 教育実習（特支）		—

神戸女子短期大学 幼児教育学科

【領域に関する専門的事項】

幼稚園教諭二種免許状

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。）	幼児と健康	健康	—
	幼児と人間関係	人間関係	—
	幼児と環境	環境	—
	幼児と言葉	言葉	—
	幼児と表現Ⅰ・Ⅱ	表現	—

【教育の基礎的理解に関する科目等】

幼稚園教諭二種免許状

免許法施行規則に規定する科目	本学が開設する授業科目	各科目に含めることが必要な事項	コアカリ
領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分に限る。）	保育内容の指導法（健康） 保育内容の指導法（人間関係） 保育内容の指導法（環境） 保育内容の指導法（言葉） 保育内容の指導法（表現） 保育内容の指導法A・B・C	・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	p. 17
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理（教育史及び社会的、制度的又は経営的事項を含む）	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	p. 18 p. 20
	教職原論	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	p. 19
	教育心理学	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	p. 21
	特別支援教育	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	p. 22
	教育課程論 教育課程論演習	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	p. 23
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法・技術	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	p. 27
	幼児理解の理論・方法	・幼児理解の理論及び方法	p. 30
	教育相談の理論・方法（カウンセリングを含む）	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	p. 31
教育実践に関する科目	教育実習指導 教育実習	・教育実習	p. 34
	保育・教職実践演習（幼稚園）	・教職実践演習	p. 50 p. 51

②教職課程コアカリキュラム対応表

各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

全体目標: 当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

(1) 当該教科の目標及び内容

一般目標: 学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

- 到達目標: 1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。
 2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。
 3) 当該教科の学習評価の考え方を理解している。
 4) 当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。
 5) 発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。
 ※中学校教諭及び高等学校教諭

(2) 当該教科の指導方法と授業設計

一般目標: 基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 子供の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。
 2) 当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
 3) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
 4) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。
 5) 当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。
 ※中学校教諭及び高等学校教諭

各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	項目 到達目標 / 授業回	(1)					(2)				
		1)	2)	3)	4)	5)	1)	2)	3)	4)	5)
授業科目名及び授業回(シラバスのページ番号)											

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標: 幼稚園教育において育みたい資質・能力を理解し、幼稚園教育要領に示された当該領域のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深めるとともに、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

(1)各領域のねらい及び内容

一般目標: 幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、各領域のねらい及び内容を理解する。

- 到達目標: 1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、各領域のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。
 2) 当該領域のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。
 3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。
 4) 領域ごとに幼児が経験し身に付けていく内容の関連性や小学校の教科等とのつながりを理解している。

(2)保育内容の指導方法と保育の構想

一般目標: 幼児の発達や学びの過程を理解し、具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 幼児の認識・思考、動き等を視野に入れた保育の構想の重要性を理解している。
 2) 各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用法を理解し、保育の構想に活用することができる。
 3) 指導案の構成を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。
 4) 模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。
 5) 各領域の特性に応じた保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。

保育内容の指導法 (情報機器及び教材 の活用を含む。)	項目 到達目標 /授業回	(1)				(2)				
		1)	2)	3)	4)	1)	2)	3)	4)	5)
授業科目名及び授業回 (シラバスのページ番号)										

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標: 教育の基本的概念は何か、また、教育の理念にはどのようなものがあり、教育の歴史や思想において、それらがどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの教育及び学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1)教育の基本的概念

一般目標: 教育の基本的概念を身に付けるとともに、教育を成り立たせる諸要因とそれら相互の関係を理解する。

- 到達目標: 1) 教育学の諸概念並びに教育の本質及び目標を理解している。
2) 子供・教員・家庭・学校など教育を成り立たせる要素とそれらの相互関係を理解している。

(2)教育に関する歴史

一般目標: 教育の歴史に関する基礎的知識を身に付け、それらと多様な教育の理念との関わりや過去から現代に至るまでの教育及び学校の変遷を理解する。

- 到達目標: 1) 家族と社会による教育の歴史を理解している。
2) 近代教育制度の成立と展開を理解している。
3) 現代社会における教育課題を歴史的な視点から理解している。

(3)教育に関する思想

一般目標: 教育に関する様々な思想、それらと多様な教育の理念や実際の教育及び学校との関わりを理解している。

- 到達目標: 1) 家庭や子供に関わる教育の思想を理解している。
2) 学校や学習に関わる教育の思想を理解している。
3) 代表的な教育家の思想を理解している。

教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	項目 到達目標 / 授業回	(1)		(2)			(3)		
		1)	2)	1)	2)	3)	1)	2)	3)
授業科目名及び授業回（シラバスのページ番号）									

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)

全体目標: 現代社会における教職の重要性の高まりを背景に、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について身に付け、教職への意欲を高め、さらに適性を判断し、進路選択に資する教職の在り方を理解する。

(1)教職の意義

一般目標: 我が国における今日の学校教育や教職の社会的意義を理解する。

到達目標: 1) 公教育の目的とその担い手である教員の存在意義を理解している。
2) 進路選択に向け、他の職業との比較を通して、教職の職業的特徴を理解している。

(2)教員の役割

一般目標: 教育の動向を踏まえ、今日の教員に求められる役割や資質能力を理解する。

到達目標: 1) 教職観の変遷を踏まえ、今日の教員に求められる役割を理解している。
2) 今日の教員に求められる基礎的な資質能力を理解している。

(3)教員の職務内容

一般目標: 教員の職務内容の全体像や教員に課せられる服務上・身分上の義務を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒への指導及び指導以外の校務を含めた教員の職務の全体像を理解している。
2) 教員研修の意義及び制度上の位置付け並びに専門職として適切に職務を遂行するため生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。
3) 教員に課せられる服務上・身分上の義務及び身分保障を理解している。

(4)チーム学校への対応

一般目標: 学校の担う役割が拡大・多様化する中で、学校が内外の専門家等と連携・分担して対応する必要性について理解する。

到達目標: 1) 校内の教職員や多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、チームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解している。

教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)	項目 到達目標 /授業回	(1)		(2)		(3)			(4)
		1)	2)	1)	2)	1)	2)	3)	1)
授業科目名及び授業回 (シラバスのページ番号)									

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)

全体目標: 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

*(1-1),(1-2),(1-3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。

(1-1)教育に関する社会的事項

一般目標: 社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

- 到達目標: 1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
3) 近年の教育政策の動向を理解している。
4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。

(1-2)教育に関する制度的事項

一般目標: 現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

- 到達目標: 1) 公教育の原理及び理念を理解している。
2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

(1-3)教育に関する経営的事項

一般目標: 学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

- 到達目標: 1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

(2)学校と地域との連携

一般目標: 学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。

- 到達目標: 1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

(3)学校安全への対応

一般目標: 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

- 到達目標: 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	項目	(1-1)				(1-2)				(1-3)				(2)		(3)		
		1)	2)	3)	4)	1)	2)	3)	4)	1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)	2)	
授業科目名及び授業回(シラバスのページ番号)	到達目標/授業回																	

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程

全体目標:

幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程について、基礎的な知識を身につけ、各発達段階における心理的特性を踏まえた学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解する。

(1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程

一般目標: 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程及び特徴を理解する。

- 到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的要因の相互作用、発達に関する代表的理論を踏まえ、発達概念及び教育における発達理解の意義を理解している。
2) 乳幼児期から青年期の各時期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達について、その具体的な内容を理解している。

(2) 幼児、児童及び生徒の学習の過程

一般目標: 幼児、児童及び生徒の学習に関する基礎的な知識を身につけ、発達を踏まえた学習を支える指導について基礎的な考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 様々な学習の形態や概念及びその過程を説明する代表的理論の基礎を理解している。
2) 主体的学習を支える動機づけ・集団づくり・学習評価の在り方について、発達の特徴と関連付けて理解している。
3) 幼児、児童及び生徒の心身の発達を踏まえ、主体的な学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解している。

幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	項目 到達目標 ／授業回	(1)		(2)		
		1)	2)	1)	2)	3)
授業科目名及び授業回 (シラバスのページ番号)						

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標: 通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標: 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。

- 到達目標: 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

(2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標: 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

- 到達目標: 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。
 2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
 3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
 4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

一般目標: 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

- 到達目標: 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	項目	(1)			(2)				(3)
	到達目標 / 授業回	1)	2)	3)	1)	2)	3)	4)	1)
授業科目名及び授業回（シラバスのページ番号）									

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)

全体目標: 学習指導要領を基準として各学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、各学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意義を理解する。

(1)教育課程の意義

一般目標: 学校教育において教育課程が有する役割・機能・意義を理解する。

- 到達目標: 1) 学習指導要領・幼稚園教育要領の性格及び位置付け並びに教育課程編成の目的を理解している。
 2) 学習指導要領・幼稚園教育要領の改訂の変遷及び主な改訂内容並びにその社会的背景を理解している
 3) 教育課程が社会において果たしている役割や機能を理解している。

(2)教育課程の編成の方法

一般目標: 教育課程編成の基本原則及び学校の教育実践に即した教育課程編成の方法を理解する。

- 到達目標: 1) 教育課程編成の基本原則を理解している。
 2) 教科・領域を横断して教育内容を選択・配列する方法を例示することができる。
 3) 単元・学期・学年をまたいだ長期的な視野から、また幼児、児童及び生徒や学校・地域の実態を踏まえて教育課程や指導計画を検討することの重要性を理解している。

(3)カリキュラム・マネジメント

一般目標: 教科・領域・学年をまたいでカリキュラムを把握し、学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。

- 到達目標: 1) 学習指導要領に規定するカリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解している。
 2) カリキュラム評価の基礎的な考え方を理解している。

教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	項目	(1)			(2)			(3)	
		到達目標 /授業回	1)	2)	3)	1)	2)	3)	1)
授業科目名及び授業回(シラバスのページ番号)									

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

道徳の理論及び指導法

全体目標: 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神を踏まえ、自己の生き方や人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する教育活動である。
道徳の意義や原理等を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科の目標や内容、指導計画等を理解するとともに、教材研究や学習指導案の作成、模擬授業等を通して、実践的な指導力を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、(1)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1)道徳の理論

一般目標: 道徳の意義や原理等を踏まえ、学校における道徳教育の目標や内容を理解する。

- 到達目標: 1) 道徳の本質(道徳とは何か)を説明できる。
2) 道徳教育の歴史や現代社会における道徳教育の課題(いじめ・情報モラル等)を理解している。
3) 子供の心の成長と道徳性の発達について理解している。
4) 学習指導要領に示された道徳教育及び道徳科の目標及び主な内容を理解している。

(2)道徳の指導法

一般目標: 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科における指導計画や指導方法を理解する。

- 到達目標: 1) 学校における道徳教育の指導計画や教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
2) 道徳科の特質を生かした多様な指導方法の特徴を理解している。
3) 道徳科における教材の特徴を踏まえて、授業設計に活用することができる。
4) 授業のねらいや指導過程を明確にして、道徳科の学習指導案を作成することができる。
5) 道徳科の特性を踏まえた学習評価の在り方を理解している。
6) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

道徳の理論及び指導法	項目	(1)				(2)					
	到達目標 /授業回	1)	2)	3)	4)	1)	2)	3)	4)	5)	6)
授業科目名及び授業回 (シラバスのページ番号)											

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

総合的な学習の時間の指導法

全体目標:

総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す。各教科等で育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究する学びを実現するために、指導計画の作成および具体的な指導の仕方、並びに学習活動の評価に関する知識・技能を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、(1)(2)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1)総合的な学習の時間の意義と原理

一般目標: 総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する。

到達目標: 1) 総合的な学習の時間の意義と教育課程において果たす役割について、教科を越えて必要となる資質・能力の育成の視点から理解している。
2) 学習指導要領における総合的な学習の時間の目標並びに各学校において目標及び内容を定める際の考え方や留意点を理解している。

(2)総合的な学習の時間の指導計画の作成

一般目標: 総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける。

到達目標: 1) 各教科等との関連性を図りながら総合的な学習の時間の年間指導計画を作成することの重要性和、その具体的な事例を理解している。
2) 主体的・対話的で深い学びを実現するような、総合的な学習の時間の単元計画を作成することの重要性和とその具体的な事例を理解している。

(3)総合的な学習の時間の指導と評価

一般目標: 総合的な学習の時間の指導と評価の考え方および実践上の留意点を理解する。

到達目標: 1) 探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。
2) 総合的な学習の時間における児童及び生徒の学習状況に関する評価の方法及びその留意点を理解している。

総合的な学習の時間の指導法	項目	(1)		(2)		(3)	
	到達目標 / 授業回	1)	2)	1)	2)	1)	2)
授業科目名及び授業回（シラバスのページ番号）							

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

特別活動の指導法

全体目標： 特別活動は、学校における様々な構成の集団での活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。
 学校教育全体における特別活動の意義を理解し、「人間関係形成」・「社会参画」・「自己実現」の三つの視点や「チームとしての学校」の視点を持つとともに、学年の違いによる活動の変化、各教科等との往還的な関連、地域住民や他校の教職員と連携した組織的な対応等の特別活動の特質を踏まえた指導に必要な知識や素養を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を単独の科目として開設する場合は、(1)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1)特別活動の意義、目標及び内容

一般目標： 特別活動の意義、目標及び内容を理解する。

- 到達目標： 1) 学習指導要領における特別活動の目標及び主な内容を理解している。
 2) 教育課程における特別活動の位置付けと各教科等との関連を理解している。
 3) 学級活動・ホームルーム活動の特質を理解している。
 4) 児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の特質を理解している。

(2)特別活動の指導法

一般目標： 特別活動の指導の在り方を理解する。

- 到達目標： 1) 教育課程全体で取り組む特別活動の指導の在り方を理解している。
 2) 特別活動における取組の評価・改善活動の重要性を理解している。
 3) 合意形成に向けた話し合い活動、意思決定につながる指導及び集団活動の意義や指導の在り方を例示することができる。
 4) 特別活動における家庭・地域住民や関係機関との連携の在り方を理解している。

特別活動の指導法	項目	(1)				(2)			
	到達目標 ／授業回	1)	2)	3)	4)	1)	2)	3)	4)
授業科目名及び授業回（シラバスのページ番号）									

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標: 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)では、これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な、教育の方法、教育の技術、情報機器及び教材の活用に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

(1)教育の方法論

一般目標: これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な教育の方法を理解する。

- 到達目標: 1) 教育方法の基礎的理論と実践を理解している。
 2) これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するための教育方法の在り方(主体的・対話的で深い学びの実現など)を理解している。
 3) 学級・児童及び生徒・教員・教室・教材など授業・保育を構成する基礎的な要件を理解している。
 4) 学習評価の基礎的な考え方を理解している。
 ※幼稚園教諭は「育みたい資質・能力と幼児理解に基づいた評価の基礎的な考え方を理解している。」

(2)教育の技術

一般目標: 教育の目的に適した指導技術を理解し、身に付ける。

- 到達目標: 1) 話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身に付けている。
 2) 基礎的な学習指導理論を踏まえて、目標・内容、教材・教具、授業・保育展開、学習形態、評価規準等の視点を含めた学習指導案を作成することができる。

(3)情報機器及び教材の活用

一般目標: 情報機器を活用した効果的な授業や情報活用能力の育成を視野に入れた適切な教材の作成・活用に関する基礎的な能力を身に付ける。

- 到達目標: 1) 子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
 ※幼稚園教諭は「子供たちの興味・関心を高めたり学習内容をふりかえったりするために、幼児の体験との関連を考慮しながら情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。」
 2) 子供たちの情報活用能力(情報モラルを含む)を育成するための指導法を理解している。

教育の方法及び技術 (情報機器及び教材 の活用を含む。)	項目 到達目標 /授業回	(1)				(2)		(3)	
		1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)	2)
授業科目名及び授業回(シラバスのページ番号)									

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育の方法及び技術

全体目標:

教育の方法及び技術では、これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な、教育の方法及び教育の技術に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

(1)教育の方法論

一般目標:

これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な教育の方法を理解する。

到達目標:

- 1) 教育方法の基礎的理論と実践を理解している。
- 2) これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するための教育方法の在り方(主体的・対話的で深い学びの実現など)を理解している。
- 3) 学級・児童及び生徒・教員・教室・教材など授業・保育を構成する基礎的な要件を理解している。
- 4) 学習評価の基礎的な考え方を理解している。

(2)教育の技術

一般目標:

教育の目的に適した指導技術を理解し、身に付ける。

到達目標:

- 1) 話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身に付けている。
- 2) 基礎的な学習指導理論を踏まえて、目標・内容、教材・教具、授業・保育展開、学習形態、評価規準等の視点を含めた学習指導案を作成することができる。

教育の方法及び技術 (情報機器及び教材 の活用を含む。)	項目 到達目標 /授業回	(1)				(2)	
		1)	2)	3)	4)	1)	2)
授業科目名及び授業回 (シラバスのページ番号)							

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

生徒指導の理論及び方法

全体目標: 生徒指導は、一人一人の児童及び生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して教育活動全体を通じ行われる、学習指導と並ぶ重要な教育活動である。他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に生徒指導を進めていくために必要な知識・技能や素養を身に付ける。

(1) 生徒指導の意義と原理

一般目標: 生徒指導の意義や原理を理解する。

- 到達目標: 1) 教育課程における生徒指導の位置付けを理解している。
 2) 各教科・道徳教育・総合的な学習の時間・特別活動における生徒指導の意義や重要性を理解している。
 3) 集団指導・個別指導の方法原理を理解している。
 4) 生徒指導体制と教育相談体制それぞれの基礎的な考え方と違いを理解している。

(2) 児童及び生徒全体への指導

一般目標: すべての児童及び生徒を対象とした学級・学年・学校における生徒指導の進め方を理解する。

- 到達目標: 1) 学級担任、教科担任その他の校務分掌上の立場や役割並びに学校の指導方針及び年間指導計画に基づいた組織的な取組の重要性を理解している。
 2) 基礎的な生活習慣の確立や規範意識の醸成等の日々の生徒指導の在り方を理解している。
 3) 児童及び生徒の自己の存在感が育まれるような場や機会の設定の在り方を例示することができる。

(3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導

一般目標: 児童及び生徒の抱える主な生徒指導上の課題の様態と、養護教諭等の教職員、外部の専門家、関係機関等との校内外の連携も含めた対応の在り方を理解する。

- 到達目標: 1) 校則・懲戒・体罰等の生徒指導に関する主な法令の内容を理解している。
 ※高等学校教諭においては停学及び退学を含む。
 2) 暴力行為・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題の定義及び対応の視点を理解している。
 3) インターネットや性に関する課題、児童虐待への対応等の今日的な生徒指導上の課題や、専門家や関係機関との連携の在り方を例示することができる。

生徒指導の理論及び方法	項目	(1)				(2)			(3)		
	到達目標／授業回	1)	2)	3)	4)	1)	2)	3)	1)	2)	3)
授業科目名及び授業回（シラバスのページ番号）											

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。



②教職課程コアカリキュラム対応表

幼児理解の理論及び方法

全体目標： 幼児理解は、幼稚園教育のあらゆる営みの基本となるものである。
幼稚園における幼児の生活や遊びの実態に即して、幼児の発達や学び及びその過程で生じるつまずき、その要因を把握するための原理や対応の方法を考えることができる。

(1) 幼児理解の意義と原理

一般目標： 幼児理解についての知識を身に付け、考え方や基礎的態度を理解する。

- 到達目標： 1) 幼児理解の意義を理解している。
2) 幼児理解から発達や学びを捉える原理を理解している。
3) 幼児理解を深めるための教師の基礎的な態度を理解している。

(2) 幼児理解の方法

一般目標： 幼児理解の方法を具体的に理解する。

- 到達目標： 1) 観察と記録の意義や目的・目的に応じた観察法等の基礎的な事柄を例示することができる。
2) 個と集団の関係を捉える意義や方法を理解している。
3) 幼児のつまずきを周りの幼児との関係やその他の背景から理解している。
4) 保護者の心情と基礎的な対応の方法を理解している。

幼児理解の理論及び方法	項目	(1)			(2)			
	到達目標／授業回	1)	2)	3)	1)	2)	3)	4)
授業科目名及び授業回（シラバスのページ番号）								

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法

全体目標: 教育相談は、幼児、児童及び生徒が自己理解を深めたり好ましい人間関係を築いたりしながら、集団の中で適応的に生活する力を育み、個性の伸長や人格の成長を支援する教育活動である。幼児、児童及び生徒の発達の状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎的な知識(カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的な知識を含む)を身に付ける。

(1)教育相談の意義と理論

一般目標: 学校における教育相談の意義と理論を理解する。

到達目標: 1) 学校における教育相談の意義と課題を理解している。
2) 教育相談に関わる心理学の基礎的な理論・概念を理解している。

(2)教育相談の方法

一般目標: 教育相談を進める際に必要な基礎的な知識(カウンセリングに関する基礎的な事柄を含む)を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒の不応答や問題行動の意味並びに幼児、児童及び生徒の発するシグナルに気づき把握する方法を理解している。
2) 学校教育におけるカウンセリングマインドの必要性を理解している。
3) 受容・傾聴・共感的理解等のカウンセリングの基礎的な姿勢や技法を理解している。

(3)教育相談の展開

一般目標: 教育相談の具体的な進め方やそのポイント、組織的な取組みや連携の必要性を理解する。

到達目標: 1) 職種や校務分掌に応じて、幼児、児童及び生徒並びに保護者に対する教育相談を行う際の目標の立て方や進め方を例示することができる。
2) いじめ、不登校・不登園、虐待、非行等の課題に対する、幼児、児童及び生徒の発達段階や発達課題に応じた教育相談の進め方を理解している。
3) 教育相談の計画の作成や必要な校内体制の整備など、組織的な取組みの必要性を理解している。
4) 地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性を理解している。

教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	項目	(1)		(2)			(3)			
	到達目標 /授業回	1)	2)	1)	2)	3)	1)	2)	3)	4)
授業科目名及び授業回(シラバスのページ番号)										

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

全体目標：
進路指導は、児童及び生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、その後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。それを包含するキャリア教育は、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことを目的としている。
進路指導・キャリア教育の視点に立った授業改善や体験活動、評価改善の推進やガイダンスとカウンセリングの充実、それに向けた学校内外の組織的体制に必要な知識や素養を身に付ける。

(1)進路指導・キャリア教育の意義及び理論

一般目標：
進路指導・キャリア教育の意義や原理を理解する。

到達目標：1) 教育課程における進路指導・キャリア教育の位置付けを理解している。
2) 学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の視点と指導の在り方を例示することができる。
3) 進路指導・キャリア教育における組織的な指導体制及び家庭や関係機関との連携の在り方を理解している。

(2)ガイダンスとしての指導

一般目標：
全ての児童及び生徒を対象とした進路指導・キャリア教育の考え方と指導の在り方を理解する。

到達目標：1) 職業に関する体験活動を核とし、キャリア教育の視点を持ったカリキュラム・マネジメントの意義を理解している。
2) 主に全体指導を行うガイダンスの機能を生かした進路指導・キャリア教育の意義や留意点を理解している。

(3)カウンセリングとしての指導

一般目標：
児童及び生徒が抱える個別の進路指導・キャリア教育上の課題に向き合う指導の考え方と在り方を理解する。

到達目標：1) 生涯を通じたキャリア形成の視点に立った自己評価の意義を理解し、ポートフォリオの活用の在り方を例示することができる。
2) キャリア・カウンセリングの基礎的な考え方と実践方法を説明することができる。

進路指導及び キャリア教育の理 論及び方法	項目	(1)			(2)		(3)	
	到達目標 ／授業回	1)	2)	3)	1)	2)	1)	2)
授業科目名及び 授業回（シラバスの ページ番号）								

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②教職課程コアカリキュラム対応表

情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

全体目標: 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法では、情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方並びに児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

(1)情報通信技術の活用の意義と理論

一般目標: 情報通信技術の活用の意義と理論を理解する。

- 到達目標: 1) 社会的背景の変化や急速な技術の発展も踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の必要性など、情報通信技術の活用の意義と在り方を理解している。
 2) 特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する情報通信技術の活用の意義と活用に当たっての留意点を理解している。
 3) ICT支援員などの外部人材や大学等の外部機関との連携の在り方、学校におけるICT環境の整備の在り方を理解している。

(2)情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進

一般目標: 情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方について理解する。

- 到達目標: 1) 育成を目指す資質・能力や学習場面に応じた情報通信技術を効果的に活用した指導事例(デジタル教材の作成・利用を含む。)を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。
 2) 学習履歴(スタディ・ログ)など教育データを活用して指導や学習評価に活用することや教育情報セキュリティの重要性について理解している。
 3) 遠隔・オンライン教育の意義や関連するシステムの使用法を理解している。
 4) 統合型校務支援システムを含む情報通信技術を効果的に活用した校務の推進について理解している。

(3)児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法

一般目標: 児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための基礎的な指導法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の時間(以下、「各教科等」という。)において、横断的に育成する情報活用能力(情報モラルを含む。)について、その内容を理解している。
 2) 情報活用能力(情報モラルを含む。)について、各教科等の特性に応じた指導事例を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。
 3) 児童に情報通信機器の基本的な操作を身に付けさせるための指導法を身に付けている。
 ※小学校教諭

情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	項目	(1)			(2)				(3)		
	到達目標 / 授業回	1)	2)	3)	1)	2)	3)	4)	1)	2)	3)
授業科目名及び授業回(シラバスのページ番号)											

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

③教職課程コアカリキュラム対応表(教育実習)

教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を含む。)

確認欄

全体目標: 教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。
一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

*教育実習の一部として学校インターンシップ(学校体験活動)を含む場合には、インターンシップ(学校体験活動)において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、(3)4)の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。

(1)事前指導・事後指導に関する事項

一般目標: 事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。

- 到達目標:
- 1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。
 - 2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。

(2)観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項

一般目標: 幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。

- 到達目標:
- 1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。
 - 2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実を即して記録することができる。
 - 3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。
 - 4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。

(3-1)学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭

一般目標: 大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。

- 到達目標:
- 1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。
 - 2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。
 - 3) 学級担任の役割と職務内容を实地に即して理解している。
 - 4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わるすることができる。

(3-2)保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭

一般目標: 大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。

- 到達目標:
- 1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。
 - 2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。
 - 3) 学級担任の役割と職務内容を实地に即して理解している。
 - 4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わるすることができる。

②外国語(英語)コアカリキュラム対応表

外国語に関する専門的事項【1単位程度を想定】

全体目標: 小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力と英語に関する背景的な知識を身に付ける。

1. 授業実践に必要な英語力と知識

1- (1) 授業実践に必要な英語力

一般目標: 小学校における外国語活動・外国語科の授業を担当するために必要な実践的な英語運用力を、授業場面を意識しながら身に付ける。

- 到達目標: 1) 授業実践に必要な聞く力を身に付けている。
 2) 授業実践に必要な話す力[やり取り・発表]を身に付けている。
 3) 授業実践に必要な読む力を身に付けている。
 4) 授業実践に必要な書く力を身に付けている。

1- (2) 英語に関する背景的な知識

一般目標: 小・中学校の接続も踏まえながら、小学校における外国語活動・外国語科の授業を担当するために必要な背景的な知識を身に付ける。

- 到達目標: 1) 英語に関する基本的な事柄(音声、語彙、文構造、文法、正書法等)について理解している。
 2) 第二言語習得に関する基本的な事柄について理解している。
 3) 児童文学(絵本、子供向けの歌や詩等)について理解している。
 4) 異文化理解に関する事柄について理解している。

<外国語(英語)コアカリキュラムチェック表>

外国語に関する専門的事項	項目 到達目標 /授業回	1-(1)				1-(2)			
		1)	2)	3)	4)	1)	2)	3)	4)
(シラバスのページ番号) 授業科目名及び授業回数									

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②外国語(英語)コアカリキュラム対応表

外国語の指導法【2単位程度を想定】

全体目標: 小学校における外国語活動(中学年)・外国語(高学年)の学習、指導、評価に関する基本的な知識や指導技術を身に付ける。

1. 授業実践に必要な知識・理解

1- (1) 小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

一般目標: 小学校外国語教育に係る背景知識や主教材、小・中・高等学校の外国語教育における小学校の役割、多様な指導環境について理解する。

- 到達目標: 1) 小学校外国語教育の変遷、小学校の外国語活動や外国語科、中・高等学校の外国語科の目標、内容について理解している。
 2) 主教材の趣旨、構成、特徴について理解している。
 3) 小・中・高等学校の連携と小学校の役割について理解している。
 4) 様々な指導環境に柔軟に対応するため、児童や学校の多様性への対応について、基礎的な事柄を理解している。

1- (2) 子供の第二言語習得についての知識とその活用

一般目標: 児童期の第二言語習得の特徴について理解する。

- 到達目標: 1) 言語使用を通して言語を習得することを理解し、指導に生かすことができる。
 2) 音声によるインプットの内容の類推から理解へと進むプロセスを経ることを理解し、指導に生かすことができる。
 3) 児童の発達段階を踏まえた音声によるインプットの在り方を理解し、指導に生かすことができる。
 4) コミュニケーションの目的や場面、状況に応じて意味のあるやり取りを行う重要性を理解し、指導に生かすことができる。
 5) 受信から発信、音声から文字へと進むプロセスを理解し、指導に生かすことができる。
 6) 国語教育との連携等による言葉の面白さや豊かさへの気づきについて理解し、指導に生かすことができる。

2. 授業実践

2- (1) 指導技術

一般目標: 実践に必要な基本的な指導技術を身に付ける。

- 到達目標: 1) 児童の発話につながるよう、効果的に英語で語りかけることができる。
 2) 児童の英語での発話を引き出し、児童とのやり取りを進めることができる。
 3) 文字言語との合わせ方、読む活動・書く活動への導き方について理解し、指導に生かすことができる。

2- (2) 授業づくり

一般目標: 実際の授業づくりに必要な知識・技術を身に付ける。

- 到達目標: 1) 題材の選定、教材研究の仕方について理解し、適切に題材選定・教材研究ができる。
 2) 学習到達目標に基づいた指導計画(年間指導計画、単元計画、学習指導案、短時間学習等の授業時間の設定を含めたカリキュラム・マネジメント等)について理解し、学習指導案を立案することができる。
 3) ALT等とのチーム・ティーチングによる指導の在り方について理解している。

<外国語(英語)コアカリキュラムチェック表>

外国語の指導法	項目	1- (1)				1- (2)						2- (1)			2- (2)				
	到達目標 / 授業回	1)	2)	3)	4)	1)	2)	3)	4)	5)	6)	1)	2)	3)	1)	2)	3)	4)	5)
(シ ラ 業 科 目 の 名 及 び 授 業 回)																			

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②外国語(英語)コアカリキュラム対応表

英語学

全体目標: 中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する英語学的知見を身に付ける。

- 到達目標: 1) 英語の音声の仕組みについて理解している。
 2) 英語の文法について理解している。
 3) 英語の歴史的変遷及び国際共通語としての英語の実態について理解している。

<外国語(英語)コアカリキュラムチェック表>

英語学	項目			
	到達目標 / 授業回	1)	2)	3)
(授業科目名及び授業回 シラバスのページ番号)				

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②外国語(英語)コアカリキュラム対応表

英語文学

全体目標: 英語で書かれた文学を学ぶ中で、英語による表現力への理解を深めるとともに、英語が使われている国や地域の文化について理解し、中学校及び高等学校における外国語科の授業に生かすことができる。

- 到達目標: 1) 文学作品において使用されている様々な英語表現について理解している。
 2) 文学作品で描かれている、英語が使われている国や地域の文化について理解している。
 3) 英語で書かれた代表的な文学について理解している。

<外国語(英語)コアカリキュラムチェック表>

英語文学		項目			
		到達目標 / 授業回	1)	2)	3)
(授業科目名及びページ番号)					

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②外国語(英語)コアカリキュラム対応表

英語コミュニケーション

全体目標: 中学校及び高等学校において、生徒の理解の程度に応じた英語で授業を行うための英語運用能力を身に付ける。英語運用能力としては CEFR B2レベル以上を目標とする。また、生徒に対して理解可能な言語インプットを与え、生徒の理解を確かめながら英語でインタラクションを進めていく柔軟な調整能力を身に付ける。

- 到達目標: 1) 様々なジャンルや話題の英語を聞いて、目的に応じて情報や考えなどを理解することができる。
 2) 様々なジャンルや話題の英語を読んで、目的に応じて情報や考えなどを理解することができる。
 3) 様々な話題について、目的や場面、状況等に応じて英語で話すこと[やり取り・発表]ができる。
 4) 様々な話題について、目的や場面、状況等に応じて英語で書くことができる。
 5) 複数の領域を統合した言語活動を遂行することができる。

<外国語(英語)コアカリキュラムチェック表>

英語コミュニケーション	項目					
	到達目標 /授業回	1)	2)	3)	4)	5)
(シラバスのページ番号)						

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

②外国語(英語)コアカリキュラム対応表

異文化理解

全体目標:

社会や世界との関わりの中で、他者とのコミュニケーションを行う力を育成する観点から、外国語やその背景にある文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題について学ぶ。あわせて、英語が使われている国や地域の文化を通じて、英語による表現力への理解を深め、中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する知見を身に付ける。

- 到達目標: 1) 世界の文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題を理解している。
 2) 多様な文化的背景を持った人々との交流を通して、文化の多様性及び異文化交流の意義について体験的に理解している。
 3) 英語が使われている国や地域の歴史、社会、文化について基本的な内容を理解している。

<外国語(英語)コアカリキュラムチェック表>

異文化理解	項目			
	到達目標 / 授業回	1)	2)	3)
(授業科目名及び授業回 シラバスのページ番号)				

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

【特別支援教育の基礎理論に関する科目】

○特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標： 特別支援教育の理念とは何か、また、障害のある幼児、児童又は生徒の学校教育に関する歴史や思想において、特別支援教育の基本的な考え方がどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの特別支援教育及び特別支援学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1)特別支援教育の理念

一般目標： 特別支援教育の理念と特別支援学校に関する制度との相互の関係を理解する。

到達目標： 1) 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。
2) 特別支援教育制度における特別支援学校が有する機能・役割を理解している。

(2)特別支援教育の歴史

一般目標： 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、現代に至るまでの特別支援教育の基本的な考え方や特別支援学校の変遷を理解する。

到達目標： 1) 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、特別支援教育制度の成立と展開を理解している。
2) 現代社会における特別支援学校における教育課題を歴史や障害者施策の視点から理解している。

(3)特別支援教育の思想

一般目標： 特別支援教育の思想と特別支援教育の理念や実際の特別支援学校の教育との関わりを理解する。

到達目標： 1) 障害のある幼児、児童又は生徒に関わる教育の思想を理解している。
2) 特別支援学校や学習に関わる教育の思想を理解している。

○特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

全体目標： 現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

(1-1)特別支援教育に関する社会的事項

一般目標： 社会の状況を理解し、その変化が特別支援学校の教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校を巡る近年の様々な状況の変化及び子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
2) 近年の特別支援教育政策の動向を理解している。

(1-2)特別支援教育に関する制度的事項

一般目標： 特別支援学校の公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そこに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解している。
2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する自立活動や知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの基礎的な考え方を理解している。

(1-3)特別支援教育に関する経営的事項

一般目標： 特別支援学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校の目的や教育目標を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた学級経営の基本的な考え方を理解している。
3) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

特別支援教育の基礎理論に関する科目	項目 一般目標 /授業回	理念・歴史・思想			社会的・制度的・経営的		
		(1)	(2)	(3)	(1-1)	(1-2)	(1-3)
授業科目名（シラバスのページ番号）及び授業回							

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

【知的障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 知的障害のある幼児、児童又は生徒の知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

- (1)知的障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標: 知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。
- 到達目標: 1) 知的発達の違い及び適応行動の困難さの要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して知的障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(知的障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1)教育課程の編成の意義
- 一般目標: 特別支援学校(知的障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標: 幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、特別支援学校(知的障害)の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標: 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりの観点から理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- (1)各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標: 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標: 1) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解している。
3) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要なICT及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解している。
4) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

知的障害者に関する教育の領域				心理、生理、病理		教育課程		指導法
				(1)	(1)	(2)	(1)	
授業科目名	単位数	一般目標 / 授業回	項目					
			(1)	(2)				
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回								

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【肢体不自由者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

- (1) 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標: 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することと、家庭や医療機関との連携について理解する。
- 到達目標: 1) 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —教育課程—

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(肢体不自由)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1) 教育課程の編成の意義
- 一般目標: 特別支援学校(肢体不自由)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標: 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(肢体不自由)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —指導法—

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
*以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

- (1) 各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標: 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要な体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ることについて理解している。
2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることと、授業改善の視点を身に付けている。

肢体不自由者に関する教育の領域		項目	心理、生理、病理、教育課程、指導法				
			(1)	(1)	(2)	(1)	
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回	授業科目名	単位数	一般目標/授業回				

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【病弱者(身体虚弱者を含む)に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病氣や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

(1)病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病氣や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

- 到達目標: 1) 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病氣や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(病弱)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(病弱)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(病弱)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。
 2) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。
 3) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の变换や適切な休養の確保に留意することについて理解している。
 4) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることと、授業改善の視点を身に付けている。

病弱者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理		教育課程		指導法	
		(1)	(1)	(2)	(1)		
病弱者に関する教育の領域 授業科目名 単位数 一般目標 授業回数	項目						

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【発達障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 発達障害のある幼児、児童又は生徒の脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態及び感覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)発達障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

- 到達目標: 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解している。
 2) 観察や検査を通して、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —教育課程—

全体目標: 特別支援学校のセンター的機能を果たすために幼稚園教育要領及び小学校、中学校又は高等学校の学習指導要領を基準として、発達障害のある幼児、児童又は生徒に対する教育課程について、その意義や編成の方法、カリキュラム・マネジメントについて理解するとともに、センター的機能の発揮に資する教職の在り方を理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

- 到達目標: 1) 通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

- 到達目標: 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習指導要領に基づく通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程の編成を理解している。
 2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成とその取扱いについて理解している。
 3) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —指導法—

全体目標: 発達障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

*以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、きめ細やかな指導や支援ができるようにするため、各教科等の指導において生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し指導することの重要性を理解している。
 2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、ICTや適切な教材・教具の活用及び学習環境の整備について理解している。
 3) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することを理解し、授業改善の視点を身に付けている。

		心理、生理、 病理	教育課程		指導法
発達障害者に関する 教育の領域	項目	(1)	(1)	(2)	(1)
	一般目標 / 授業回				
授業科目名 (シラバスの ページ番号)、 単位数及び 授業回					

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【重複障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。
 2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

		教育課程	
重複障害者に関する教育の領域	項目	(1)	
	一般目標 / 授業回		
授業科目名（シラバスのページ番号）、単位数及び授業回			

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【視覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)視覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

- 到達目標: 1) 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査を通して、見え方に困難のある幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(視覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(視覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

- 到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(視覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

*以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等に必要となる確かな概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするために、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用した具体的な学習活動について理解している。
 2) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、環境を整えることを通じて空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開することを理解している。
 3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。
 4) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、主体的な学習ができるようにするために、視覚補助具やICT及び触覚教材、拡大教材及び音声教材の活用について理解している。
 5) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成するとともに、授業改善の視点を身に付けている。

視覚障害者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理		教育課程		指導法	
		(1)	(1)	(2)	(1)		
授業科目名(シラバスのページ番号)・単位数及び授業回	授業科目名						
	単位数						
	一般目標/授業回						

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【聴覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1)聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標: 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。
- 到達目標: 1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー教育課程ー

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(聴覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1)教育課程の編成の意義
- 一般目標: 特別支援学校(聴覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標: 幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(聴覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標: 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー指導法ー

全体目標: 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

- (1)各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標: 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標: 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な言語概念の形成を図り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるように、授業改善の視点を身に付けている。

聴覚障害者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理	教育課程		指導法
			(1)	(2)	
授業科目名	単位数	一般目標/授業回	(1)	(2)	(1)
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回					

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

14. 教職実践演習について

教職実践演習の実施に当たっての留意事項

〔平成20年10月24日〕
課程認定委員会決定

一部改正 令和3年8月4日

一部改正 令和5年9月28日

1. 教育研究実施組織

- 当該科目の実施に当たっては、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月）（以下、「18年答申」という。）に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教科及び教職に関する科目の担当教員が協力して行うこと。

2. 履修時期

- 履修時期は、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施すること。

3. 授業方法

- 授業の方法は演習を中心とし、ICTを積極的に活用すること。
- 受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。
- 学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。
- 役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。また、その際、学生がICTを活用し取り組む内容とすることが望ましい。
- 学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。
- 連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。
- その他18年答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の教科に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
- 学級経営案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
- 教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
- 模擬授業
- 教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

※ 養護教諭・栄養教諭の教職課程の場合は、各職務内容に応じて適宜追加等を行う。

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（養護教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考
十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の養護に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 児童生徒等の現代的な健康課題についての討議
- 学校保健計画案・保健室経営計画案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、保健室経営についてのグループ討論
- 健康相談活動の指導力についての講義・グループ討論
- 学校内外の関係者のコーディネートについてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（栄養教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や食に関する課題についての講義・グループ討論
- 学校現場（共同調理場を含む。）の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解についてのグループ討論
- 学校給食管理についての講義・グループ討論
- 食に関する指導力についての講義・グループ討論
- 校内の教職員や家庭、地域との連携のためのコーディネートについてのグループ討論
- 模擬授業
- 資質能力の確認、まとめ

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

(当教職課程シラバスガイドラインについてのお問い合わせ先)

教職支援センター 課長 山田 (内線 3262 / Mail fyamada@yg.kobe-wu.ac.jp)
陰山 (内線 2140 / Mail kageyama@yg.kobe-wu.ac.jp)
上向井 (内線 3219 / Mail uemukai@yg.kobe-wu.ac.jp)

までお願いいたします。

※ なお、当ガイドラインに関する内容以外のシラバス作成全般については、教務課へお問い合わせください。